領土に関する特別委員会 決議

令和6年6月20日 自由民主党政務調査会

- 1. 政府は、わが国の領土・領空・領海を脅かす他国の行動に対し、迅速に公表し、 明確な対処を行うこと。
- 2. 政府は、わが国の領海・排他的経済水域(EEZ)において海底地形や海底資源、 漁業や植物相に関する調査を進め、知識の把握に努め、国益のために必要な対処 を不断に行うこと。
- 3. わが国の国益の基盤である管轄海域を保全するため、領海や EEZ の外縁を根拠づける基線周辺の変状の兆候を早期に把握できるよう取組みを強化すること。そのためにも、空中写真や衛星画像、現地調査による状況把握などの取組みを強化するとともに、官民の保有する海洋の情報集約と衛星データや AI 等の活用によるデータ解析手法を高度化することで、海洋の可視化を向上し、遠隔の地にある国境離島の効率的・効果的な状況把握と保全を図るようにする。
- 4. 政府は、国境離島の住民の生活の安全と安定に最善の支援を行うことにより、 わが国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与する国境離島の地域社会の維持 を図ること。
- 5. 政府は、グローバル・サウスの島嶼諸国や海洋国家との連携を強化し、気候変動の様々な影響が国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づく海洋法秩序の安定を損なわないような国際法の解釈や国家実行の定着に努め、国際機関との連携による国際秩序の安定とわが国含め海洋国家の繁栄の安定を確保すること。その際、昨年の特別委員会報告書及び本年の提言案で示したように、海面上昇による海岸線後退下でも既存基線を維持することが、海洋法秩序の安定に加え、わが国の領域及び海洋権益の保護の観点からも重要な課題であることを想起されたい。
- 6. 尖閣諸島は歴史的にも国際法上も疑いのないわが国固有の領土であり、領有権をめぐる問題はそもそも存在しない。このような尖閣諸島及びその周辺海域における中国の力による一方的な現状変更の試みに対して冷静かつ毅然と対応しなければならない。本特別委員会の議論を踏まえ、政府は、同諸島周辺海域に中華人民共和国政府が設置した海上ブイの撤去について結果を得ること。

- 7. わが国固有の領土である北方領土返還や竹島問題解決への外交努力を強化し、 異次元の交渉努力で明確な成果を得ること。
- 8. 政府は、日本の漁業と港湾の安全操業に万全を期し、その発展と繁栄を多角的に推進すること。
- 9. 政府は、わが国の領土・主権の研究・広報・啓発活動の拠点である「領土・主権展示館」のナショナルセンターとしての充実に努め、自治体との連携による移動型の展示活動も支援すること。

(参考) 領土に関する特別委員会

委員長 猪口邦子

副委員長 井上信治 城内 実

西 銘 恒三郎

北村経夫 豊田俊郎

磯 﨑 仁 彦

幹事長 佐藤正久

幹事長代理 山田賢司

事務局長 藤井 比早之

事務局次長 鈴木英敬 本田太郎

山 本 佐知子